

安全管理報告書

～ 安全の誓い ～

人の命の尊さと、事故が社会に及ぼす影響を深く心に刻み、相戒め相励まし、絶対に無事故の達成に努力することを誓います。

大川自動車株式会社 従業員一同

■ 1 安全に関する基本的な方針

私たち大川バスは、「安全の確保」が事業経営の基幹であると深く認識し、全社員が、自らの責任と役割を自覚し、お客様からの信頼に応え、社会的責任を果たしてまいります。

- (1) 安全が最も重要であるという認識の徹底
- (2) 「安全マネジメント体制」と「法令遵守」の確立と継続的改善
- (3) 安全第一を考慮した商品及びサービスのご提供
- (4) 安全確保のための積極的かつ効率的な投資
- (5) 安全に関する教育・研修の具体的計画作成と的確な実施
- (6) 万一の場合、旅客の救護を最優先とし、他の機関との連携協力と被害拡大の防止、適切な情報公開の実施
- (7) グループ全社が密接に協力し、一丸となった安全性の向上

以上の方針に基づき、「安全の確保」に向けた不断の努力を実施してまいります。

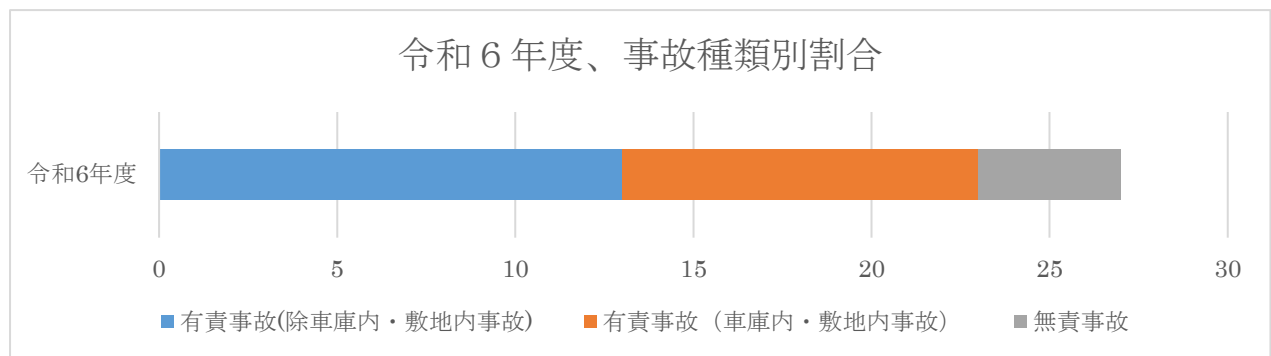
■ 2 輸送の安全に関する目標

令和7年度の安全目標を下記の通り設定いたしました。

- (1) 重大事故 0件
- (2) 健康起因事故 0件
- (3) 有責事故 乗合 走行距離6万kmあたり1件以下
- (4) 有責事故 貸切 走行距離8万kmあたり1件以下
- (5) バック事故 5件以下
- (6) 車内事故 0件

令和6年度の安全目標達成状況

- (1) 重大事故 0件 ・ ・ ・ 達成(有責0件、他責0件)
- (2) 健康起因事故 0件 ・ ・ ・ 達成、0件発生
- (3) 有責事故 乗合 走行距離8万kmあたり1件以下 ・ ・ ・ 未達成、60,807kmあたり1件発生
- (4) 有責事故 乗合 走行距離10万kmあたり1件以下 ・ ・ ・ 未達成、75,997kmあたり1件発生
- (5) バック事故 5件以下 ・ ・ ・ 未達成、7件発生
- (6) 人為的路上故障 0件 ・ ・ ・ 達成、0件発生
- (7) 車内事故 0件 ・ ・ ・ 未達成、1件発生



＊自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

第2条に該当する事故 ……0件

- ・自動車転覆し、転落し、火災(積載物の火災を含む。)を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの ……0件
- ・死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じたもの ……0件
- ・操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる傷害が生じたもの ……0件
- ・運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの ……0件
- ・自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの ……0件
- ・前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの ……0件

■ 3 安全に関する組織体制及び指揮命令系統

＊安全管理規程【大川バスにおける安全管理体制組織図】参照

■ 4 安全に関する教育及び研修の実施

- (1) 7月、12月の全社員対象集合教育の実施
- (2) 年末年始(12月～1月)、春の全国交通安全運動(4月)、秋の全国交通安全運動(9月)期間中による全社安全総点検の実施
- (3) その他研修(新人乗務員研修、緊急処置訓練、雪道走行訓練など)また、日常勤務を通じて安全運転、健康管理、運転適性診断を実施し日々教育指導を行っております。
- (4) 新人乗務員研修を2名実施
 - ①乗合バス運転士

期間：8/5～9/7

ルート：引田線(高松駅～引田)、五名福栄線(三本松～境目)、コミュニティバス(さぬき市内)

車種区分：中型車

実技指導：日常点検、死角・内輪差、運転姿勢、ハンドル・アクセル・クラッチ・ブレーキ操作、ギア選択、変速時の操作、減速のタイミング、車間距離、運転速度追い越し、進路変更、バック・車庫入れ、周囲への配慮、安全確認、認知・判断・操作のタイミング、車両装備の取り扱い

指導者歴：指導員 A 13 年 指導員 B 13 年 指導員 C 3 年

②乗合バス運転士

期間：12/2～2/23

ルート：引田線（高松駅～引田）、五名福栄線（三本松～境目）、コミュニティバス（さぬき市内）

車種区分：中型車

実技指導：日常点検、死角・内輪差、運転姿勢、ハンドル・アクセル・クラッチ・ブレーキ操作、ギア選択、変速時の操作、減速のタイミング、車間距離、運転速度追い越し、進路変更、バック・車庫入れ、周囲への配慮、安全確認、認知・判断・操作のタイミング、車両装備の取り扱い

指導者歴：指導員 A 13 年 指導員 B 13 年 指導員 C 3 年

■ 5 安全に関する計画

- (1) 年2回全社員対象集合教育
- (2) 年間安全教育計画表に基づく教育計画の策定
- (3) 全社員健康診断を受診（対象者は脳ドッグも受診）
- (4) 3年に1回適性診断の受診

■ 6 輸送の安全に関する内部監査及び業務改善

安全統括管理者が、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況を点検する為、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施します。

改善すべき事項が認められた場合には、輸送の安全の確保のためにその内容を速やかに検討し、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じます。

■ 7 安全統括管理者、安全管理

安全統括管理者 営業本部長 池田 達也

安全管理規程 【安全管理規程】参照